

特別史跡 大野城跡

環境整備事業実施報告書



昭和53年3月
福岡県教育委員会

発行のことば

福岡県教育委員会では、昭和48年度より大野城跡の環境整備事業を実施してきました。

本報告書は、その実施概要であり、今後の保存・整備に大いに寄与するものと思われま

なお、整備事業に際して、御援助御協力をいただいた関係各位に心から感謝いたしまして発行のごあいさつといたします。

昭和53年 3月31日

福岡県教育委員会教育長

浦 山 太 郎

例 言

1. 本報告は、特別史跡大野城跡史跡地内における昭和48年度以降の環境整備事業の記録である。

2. 本環境整備事業の関係者は下記のとおりである。

環境整備事業主体者

福岡県教育庁管理部文化課

福岡県立九州歴史資料館

環境整備事業協力者

福岡県林務部緑化推進課，福岡県労働部失業対策事業課，宇美町教育委員会，福岡県粕屋郡宇美町大字四王寺地区，

3. 本環境整備事業にあたっては，文化庁担当官及び奈良国立文化財研究所担当官ならびに九州芸術工科大学新田伸三，沢村仁両教授をはじめ，大宰府史跡整備対策委員会の委員の方々には多大な御指導を受けた。

4. 本報告の執筆・編集は，文化課芳沢要技術主査，磯村幸男技師が分担し，九州歴史資料館倉住靖彦技師に一部執筆お願いした。また，発掘調査に関しては，『特別史跡大野城跡』・『特別史跡大野城跡Ⅱ』・『九州歴史資料館年報』を基礎とし，九州歴史資料館各調査担当者に御協力願った。

5. 大野城跡の調査遺構に関しては，『特別史跡大野城跡Ⅱ』により，下記のとおり遺構番号を付した。

八ツ波地区 001～ 尾花地区 020～ 鏡ヶ池・増長天地区 040～

猫坂地区 050～ 主城原地区 060～

6. 整備状況の写真は，九州歴史資料館横田賢次郎主任技師，石丸洋技師，文化課芳沢要技術主査が撮影した。

目 次

発刊のことば

I. 特別史跡大野城跡の概要	1
1. 大野城の成立	1
2. 大野城の規模	1
3. 大野城の立地	1
4. 大野城の保存	1
II. 環境整備事業計画の概要	2
1. 整備に至る経緯	2
2. 大宰府史跡整備対策委員会の設置	2
3. 大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画	4
III. 環境整備事業実施概要	5
1. 百間石垣	5
2. 大石垣	8
3. 尾花地区礎石群	10
4. 増長天地区礎石群	13
5. 八ッ波地区礎石群	16
6. 猫坂地区礎石群	18
7. 伐開事業	20
IV. 今後の問題点	22
付 大野城跡関係史料	23

挿 図 目 次

第1図	大野城跡遺構位置図	折込み
第2図	百間石垣保全計画図	7
第3図	大石垣遺構復原保全工事	8
第4図	尾花地区礎石群整備工事	12
第5図	増長天地区礎石群整備工事	13
第6図	ハツ波地区礎石群整備工事	折込み
第7図	猫坂地区礎石群整備工事	18

図 版 目 次

図版1	百間石垣遠景	5
図版2	I. 百間石垣端部崩壊直後	6
	II. 百間石垣保全工事	6
図版3	I. 大石垣遠景	9
	II. 大石垣遺構復原保全工事	10
図版4	I. 尾花地区礎石群整備状況	11
	II. 同 上	11
図版5	I. 増長天地区礎石群整備状況	14
	II. 同 上	15
図版6	I. ハツ波地区礎石群整備状況	17
	II. 同 上	17
図版7	I. 猫坂地区礎石群整備状況	19
	II. 同 上	20
図版8	I. 伐開事業	21
	II. 土塁線伐開後	21

(表紙口絵は、ハツ波地区礎石群)

I 特別史跡大野城跡の概要

1. 大野城の成立

大野城は、『日本書紀』によれば、天智天皇4年(665)に、大宰府防衛のために築造された山城である。

当時日本は、天智天皇2年(663)白村江において唐・新羅の連合軍と百済とともに戦い大敗し、その結果、朝鮮半島から退却した。それに伴い、大陸からの侵攻に備え、翌3年(664)対馬・壱岐・筑紫国に防・烽さきもり とぶひを設置し、水城を築造している。

この時期に、那の津(現在の福岡市南区大橋付近と想定されている)にあった官家を、現在の地に移し、大宰府城郭を形成する基礎としている。

この大宰府を防衛するために、白村江の敗戦のち日本に亡命していた百済の軍将憶礼福おくらいふく留る・四比福夫しひふくびの2名の指導のもとに、大野城・基肄城を築造している。そのため、この二城を通称朝鮮式山城とっている。

2. 大野城の規模

大野城は、大野城市、粕屋郡宇美町、筑紫郡太宰府町の一市二町にまたがる通称四王寺山塊全域を範囲とする山城である。

山頂には、連綿と土塁が続き、一周6kmに及び、南北の土塁は、石塁で塞ぎ、特に百間石垣は全長100m以上にも及ぶ規模を有している。なお、宇美口、水城口、坂本口、大宰府口の4ヶ所には城門を配置し、北側からの進入路と、水城・大宰府への連絡路の基点としている。

城内の施設は、尾花、八ツ波、主城原、増長天、猫坂の5地区に約50棟に及ぶ倉庫群が点在し、また貯水施設として屯水跡がある。

なお、奈良時代末には、新羅調伏、鎮護国家を祈るために四王寺を建立、現在も毘沙門天・広目天・増長天・持国天として名称が残存している。(大野城跡遺構位置図参照)

3. 大野城の立地

四王寺山塊は、古くは大野山といわれていたが、標高270mを前後とした四王寺盆地を中心とし、それをとりまくように大城山の410mを最高に稜線が連綿と続いている。

そして、その稜線上に土塁が築かれているのである。

また、四王寺盆地は、北側に開け、宇美川沿いに宇美町へとつながっており、東西南の三方は障壁状に稜線が続いており、山城としては、好適の地形といえる。

4. 大野城の保存

大野城跡は、昭和7年7月23日付けで土塁の一部と八ツ波・主城原・尾花・増長天・猫坂の各地区の礎石群及び屯水跡・毘沙門天跡並びに百間石垣・大石垣・小石垣等の石垣と門礎

等が城内に点在して指定された^地。この指定が 昭和28年 3月31日にそのまま特別史跡となった。

その後、不動産業者による城内でのゴルフ場建設計画等を契機としつつ、山城としての性格からして、山全体を保存する必要から、全域指定の作業が進められた。

その結果、昭和51年12月22日付けで宇美町、大野城市分については、標高100～120m以上の山全域が指定され、従来『大野城跡附四王寺跡』としていた指定名称を『大野城跡』と変更した。

II 環境整備事業計画の概要

1. 整備に至る経緯

昭和45・46年度と2年度にわたり、大野城跡におけるゴルフ場建設計画により買収された用地を不動産業者から国庫補助事業により宇美町が買収した。その結果、広大な町有地が大野城地内に存在することとなり、その整備のために、昭和47年度から、大野城跡の整備が開始されることとなった。

2. 大宰府史跡整備対策委員会の設置

現在の特別史跡大宰府跡の指定地域の拡大及び新たに大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡の史跡指定、並びに大野城跡の指定拡大の文化財保護審議会の答申等により、大宰府跡を中心として広大な史跡指定地が存在することとなり、その地域の整備をより良く、かつ有機的に進めていくために、地元関係者、学識経験者及び県庁関係部局よりなる大宰府史跡整備対策委員会が、昭和46年2月18日設置され、この地域の整備について、種々の討議を行い、その整備の方向性を打ち出してきた。（大宰府史跡整備対策委員会則及び名簿参照）

大宰府史跡整備対策委員会会則

（名 称）

第1条 この会は、大宰府史跡整備対策委員会（以下「委員会」という。）という。

（目 的）

第2条 委員会は、大宰府関係史跡の総合的整備計画について協議し、適正な計画の樹立とその実施を促進することを目的とする。

（組 織）

第3条 委員会は、学識経験者及び福岡県教育委員会が委嘱する太宰府町、宇美町、大野城市、春日市、筑紫野市の代表者並びに文化庁及び福岡県の関係職員をもって構成する。

(事 務 所)

第4条 委員会は、事務所を福岡県教育庁管理部文化課内に置く。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

2. 役員は委員の互選により決定する。
3. 役員の任期は1年とする。
4. 会長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、総会及び専門部会とし、会長が招集する。

2. 総会は、委員全員をもって構成する。
3. 専門部会は、総会の決定により必要に応じ専門委員を選出して構成する。

(事 務 局)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に事務局長を置き、福岡県教育庁管理部文化課長をもってあてる。
3. 事務局長は、会長の命を受けて委員会の事務を処理する。

(委 任)

第8条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和46年2月18日から施行する。

大宰府史跡整備対策委員会

(S. 53. 3. 1現在)

小田部 善次郎 会 長 県副知事
川 辺 善 郎 副会長 太宰府町々長

(学識経験者委員)

青 木 正 夫 九州大学教授 加 藤 退 介 九州大学教授
佐 藤 敬 二 九州大学名誉教授 新 田 伸 三 九州芸術工科大学教授
浜 正 雄 九州・山口経済団体
連合会、副会長 光 吉 健 次 九州大学教授

進藤 一馬 全史協副会長 藤野 昭一 太宰府町史跡対策委員
 (関係地域代表委員)

萩尾 利弘	筑紫野市教育長	陶山 直次郎	太宰府町教育長
鬼木 定樹	太宰府町議会議員	阿部 春治	国分地区代表
太田 金満	坂本地区代表	吉塚 駿亮	観世地区代表
吉村 健蔵	宇美町教育長	井上 幸一郎	大野城市教育長
井上 萬治	春日市教育長	田中 清	四王寺地区代表

(関係行政機関委員)

牛川 喜幸	文化庁文化財 保護部担当官	安河内 通利	県企画開発部長
村上 道隆	県商工水産部長	後藤 康夫	県農政部長
田中 終治	県林務部長	秀島 隆史	県土木部長
佐藤 温	県建築部長	友野 隆	県環境整備局長
浦山 太郎	県教育長		

3. 大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画

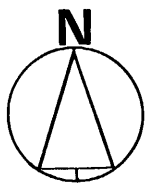
大宰府史跡整備対策委員会の中で史跡の整備について種々討議され、この地域の整備について昭和48年度を初年度として、前期5ヶ年の整備計画が知事に答申された。

その大野城跡にかかる計画は、次のとおりである。

礎石群	建物跡について、それぞれ平面復元を行なう。
毘沙門地区	発掘調査の結果にもとづき、遺跡の性格を明かにしながら修景を行なう。
門礎	大野城各門礎の整備を行なう。 とくに、大宰府口の石垣の崩壊部分については、慎重な施工を行なう。
石垣	石垣部分の立木の伐開と崩壊部分の修理をすすめ、大石垣について保存工事を行なう。

その他、当大野城跡地内においては、明治百年記念事業の一環として県民の森整備事業の実施に伴う各種活用施設（便所、四阿、遊歩道、ベンチ、ゴミ箱等）の設置及び九州自然歩道の設置等に伴い、当事業計画との調整を担当課と連絡、協議のうえで実施するようになった。

宇美町



大野城市

特別史跡

大野城跡

指定年月日

昭和7.7.23(史)

" 28.3.31(特)

" 51.12.22(追)

指定面積

約410ha

0 500M

大宰府町

記号	遺構	規模
=====	土塁線	約8.2km
①	百間石垣	" 180m
②	大石垣	" 64m
③	小石垣	
④	北石垣	
⑤	大宰府口門礎	
⑥	坂本口 "	
⑦	水城口 "	
⑧	尾花礎石群	10 棟
⑨	増長天 "	4 "
⑩	八ッ波 "	14 "
⑪	猫坂 "	5 "
⑫	主城原 "	16 "
⑬	村上 "	10 "
⑭	広目天 "	1 "
⑮	御殿場 "	2 "
⑯	屯水	
⑰	経塚	3 箇所
⑱	鏡ヶ池	
⑲	毘沙門天	

第1図 大野城跡遺構位置図

Ⅲ 環境整備事業実施概要

1. 百間石垣 全長約180m 平均高約4m

(1) 経緯 大野城跡の各所に残る石垣は、谷間・急傾斜地にあるなどの条件から、これまでもしばしば崩壊した。百間石垣の四王寺川に接している部分も、昭和47年及び48年の集中豪雨とそれに伴う洪水によって土塁の部分崩壊、石垣端部の流失等があり、保全の立場から緊急に整備の必要が生じた。

(2) 発掘調査の概要 整備に先立つ遺構調査を昭和49年に四王寺川左岸に在る石垣について行った。その結果によれば、基底幅9m、高さ約8mの石塁で、内側の壁面と外側の壁面とは、法勾配をやや異にして築かれており、外側の法勾配が急である。

また、外側の壁面に接する石垣基底外縁には大きな板状の石を敷き並べるように張り出しを設けているが、これは四王寺川周辺を特に意識したものであろう。石塁の断面に内、外壁頂部をつなぐ列石らしいものが2条みられるが、性格を即断することはできない。

なお石塁を内側から蔽った崩壊土中から土師器等を若干検出した。



図版1 (百間石垣遠景(北から))

(3) 整備概要

①土塁崩壊防止山腹工事 昭和47年度（宇美町国庫補助事業） 昭和47年の集中豪雨による山腹崩壊のため土塁の部分剝落があり，下の林道を崩壊土砂で埋め四王寺川への流失もあった。そこで災害復旧的な側面をも含んだ土塁崩壊防止山腹工事が緊急となり，地表水の誘導を目的とした鉄線蛇籠による山腹水路，傾斜が急なため道路にそって石積工，そして山腹は部分的に編柵工を行った上，種子吹付による法面保護を施工した。

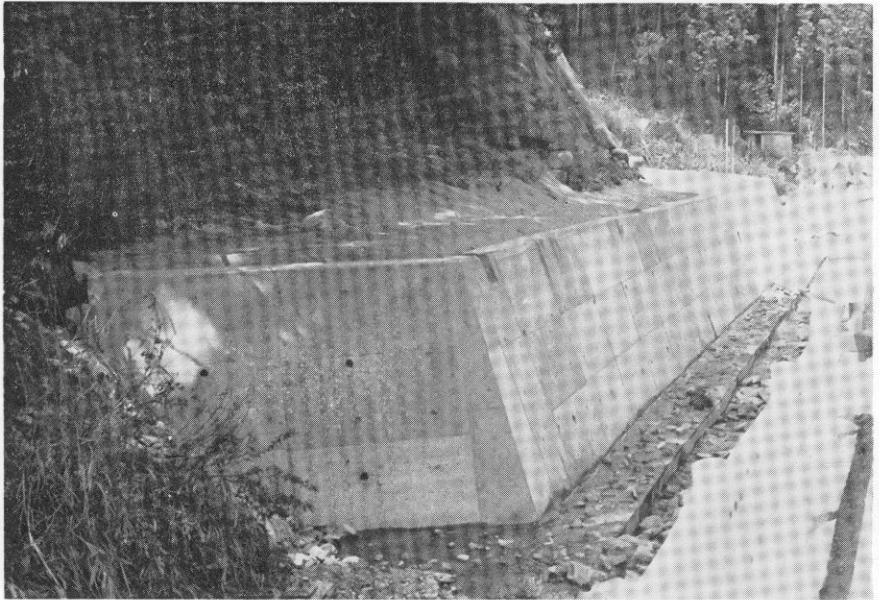
②百間石垣保全及び修景工事 昭和49年度

川に接している部分については，計画洪水流量の推定，計画断面の決定さらに擁壁の安定計算を行った上，高さ3mの重力式コンクリート擁壁を約36m余り築き，端部崩壊の進行を止める石垣保全工事を行った。

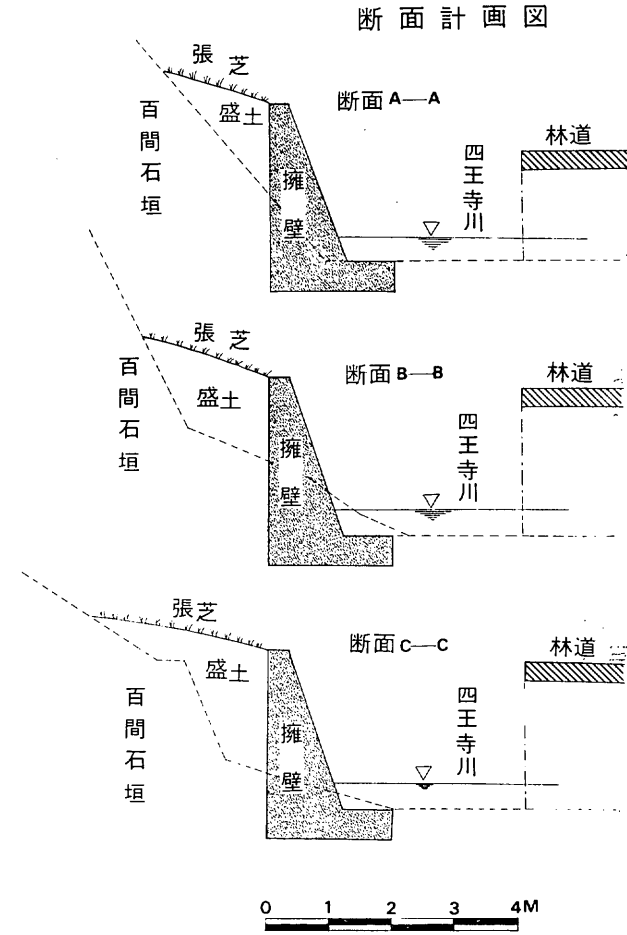
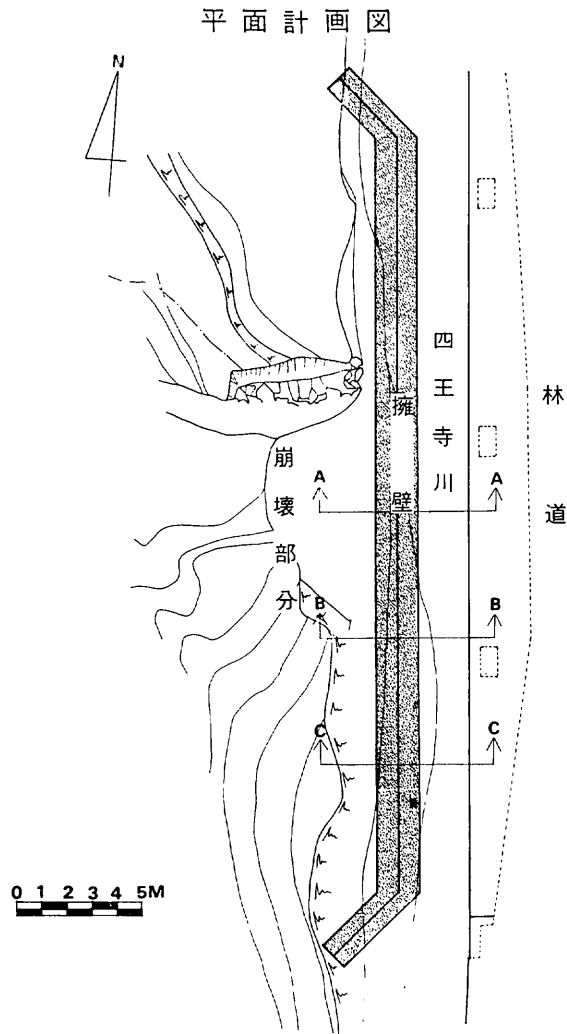
川に直面していない部分においても石垣の基底部の



図版2 (I. 百間石垣端部崩壊直後)

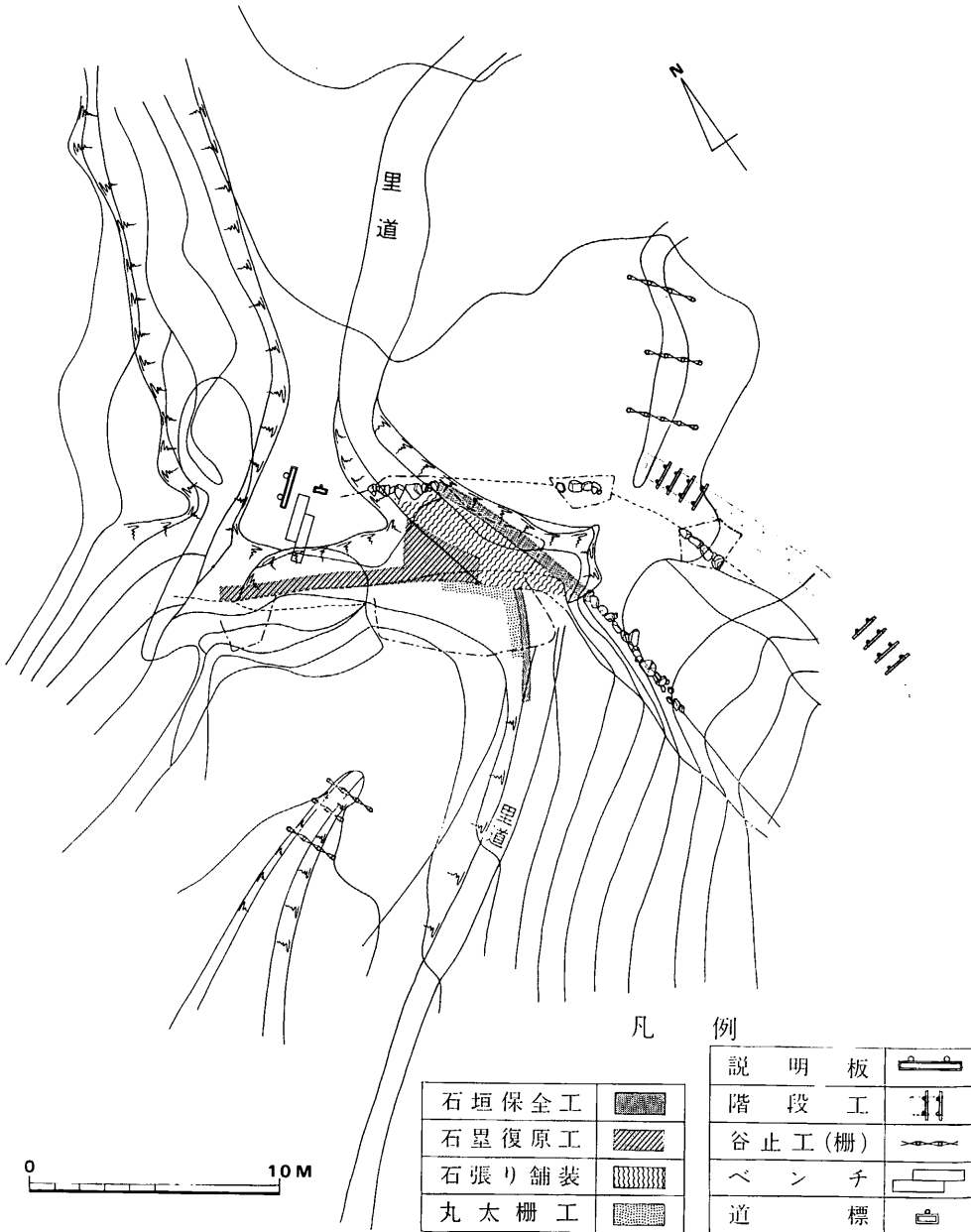


図版2 (II. 百間石垣保全工事)



第2図 百間石垣保全計画図

ゆるみから崩壊し去った箇所が2箇所、石垣の上斜面でガリ化が進行中の所、また石垣に孕みの現象がある等崩壊の子知因子が随所に見受けられた。そこで急を要す補修可能な部分について石積復原工事、鉄線蛇籠による谷止工事、豪雨時の斜面流下水処理のための山



第3図 大石垣遺構復原保全工事

腹水路工事，そして修景のためハギ植栽を行った。

2. 大石垣 全長約64m 高さ約4.5m

(1) 経緯 昭和47年及び48年の集中豪雨により谷を塞ぐ石塁部分について崩壊があり，遺構の保存対策が必要となった。

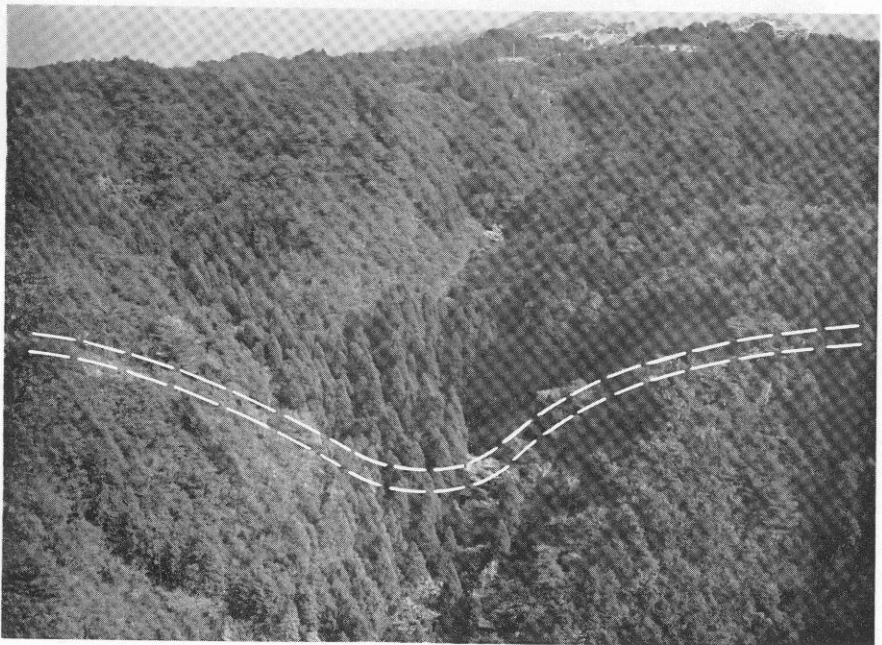
(2) 発掘調査の概要 石塁の崩壊部分については従来「城門説」の指摘された箇所でもあったので，石垣復原整備に先立つ発掘調査を昭和50年に行った。その結果によれば①石垣の背面構造に積石が検出され，これによって上端幅約4mの石塁をなすことが確認された。②一部で想定されていた石垣線の食い違いが実際には無いことが分った。③城門，水門などの施設を確認することはできなかった。これらの施設は本来構築されておらず，盲水門的な施設であった可能性が強い。

(3) 整備概要

①大石垣遺構復原保全工事 昭和50年度

谷部において里道が石塁を斜めに貫通しており，それは石塁を毀して後世造られたと思われるので，里道を迂回させ完全復原を計画したが，未買収地等の事情により不可能となった。

そこで災害前の姿に戻すことにし，併せて防災的見地より石塁前後に柵の谷止工を設け，石垣法尻には厄介水処理及び法尻保護を考慮して割栗石充填の丸太柵工を設けた。里



図版3 (I. 大石垣遠景)

道が石塁を貫通する部分については、石塁の厚み表示のため石張りをを行った。なお見学者の利便を図るため道標、階段工、ベンチを設けた。

②説明板設置工事 昭和51年度

本石垣は太宰府町坂本部落より大野城への登山道途中に在り、このルートを利用しての見学者も近年とみに増加して来た。そこで大野城遺構全体説明併記の大石垣説明板を一基設けた。



図版3 (Ⅱ. 大石垣遺構復原保全工事)

3. 尾花地区礎石群

(1) 調査概要 本礎石群は通称焼米が原と呼ばれ地元民になじみ深い眺望のきく山頂部分にあるが、雑木、笹等の繁茂でその規模及び配置関係が不明確であったので、それらを明らかにするため昭和46年度に伐開、表土剥ぎを行い礎石群の実測調査及び写真撮影を行った。

(2) 整備概要

①尾花地区礎石群整備 昭和47年度(宇美町国庫補助事業)

前年度調査結果を受けて礎石群の規模及び配置関係を明確にするためその土壇処理を緑泥片岩張りで5棟、アスファルトブロック張りで3棟行い、残りの2棟については未買収地であるため、下草刈りにとどめた。

②旧地形復原及び説明板設置工事 昭和48年度

10棟ある礎石群を縫うようにして林道造成が過去にあり法面も垂直な切土で荒れていて、礎石群を散策する際、受け止め方によっては違和感が常につきまとい、さらに見学者等の礎石群への自動車乗入れもたまたまに見られ礎石群の保護上からも問題があったため、同時解決の手段として従来の林道の幅を狭める園路造成を行うと同時に旧地形復原を行った。即ち林道の切取面に対する盛土、張芝、階段工であり、さらに車の出入り禁止のため車止めを設けた。

その他大野城跡全体説明のための総合説明板、礎石群説明板等を設け見学者の便を図った。

③礎石群囲障工事

昭和52年度

史跡散策者の著しい増加により、露出している礎石の中には人為的要因で損傷をうけて

図版4 (I. 尾花地区礎石群整備状況)

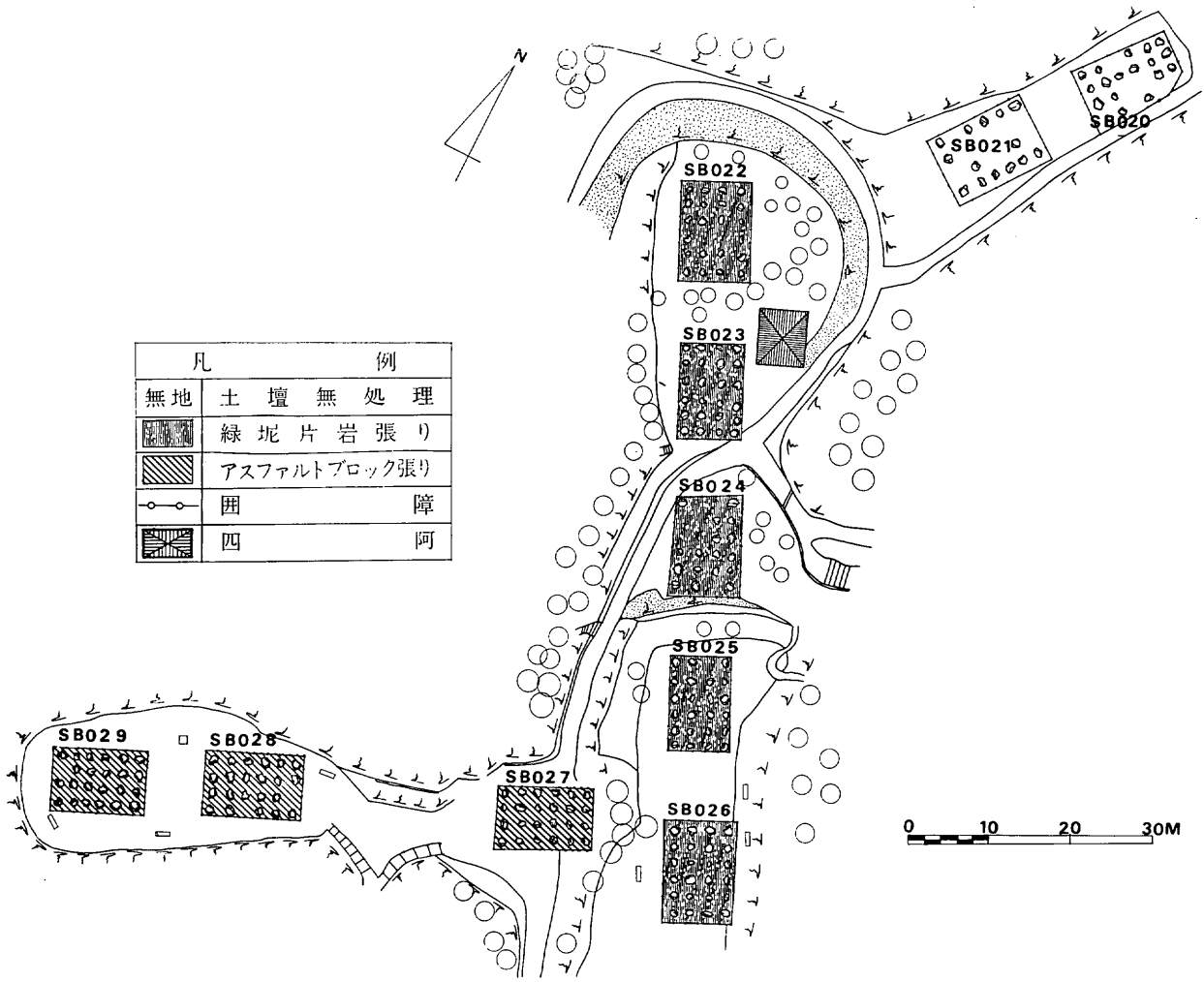


図版4 (II. 同上)

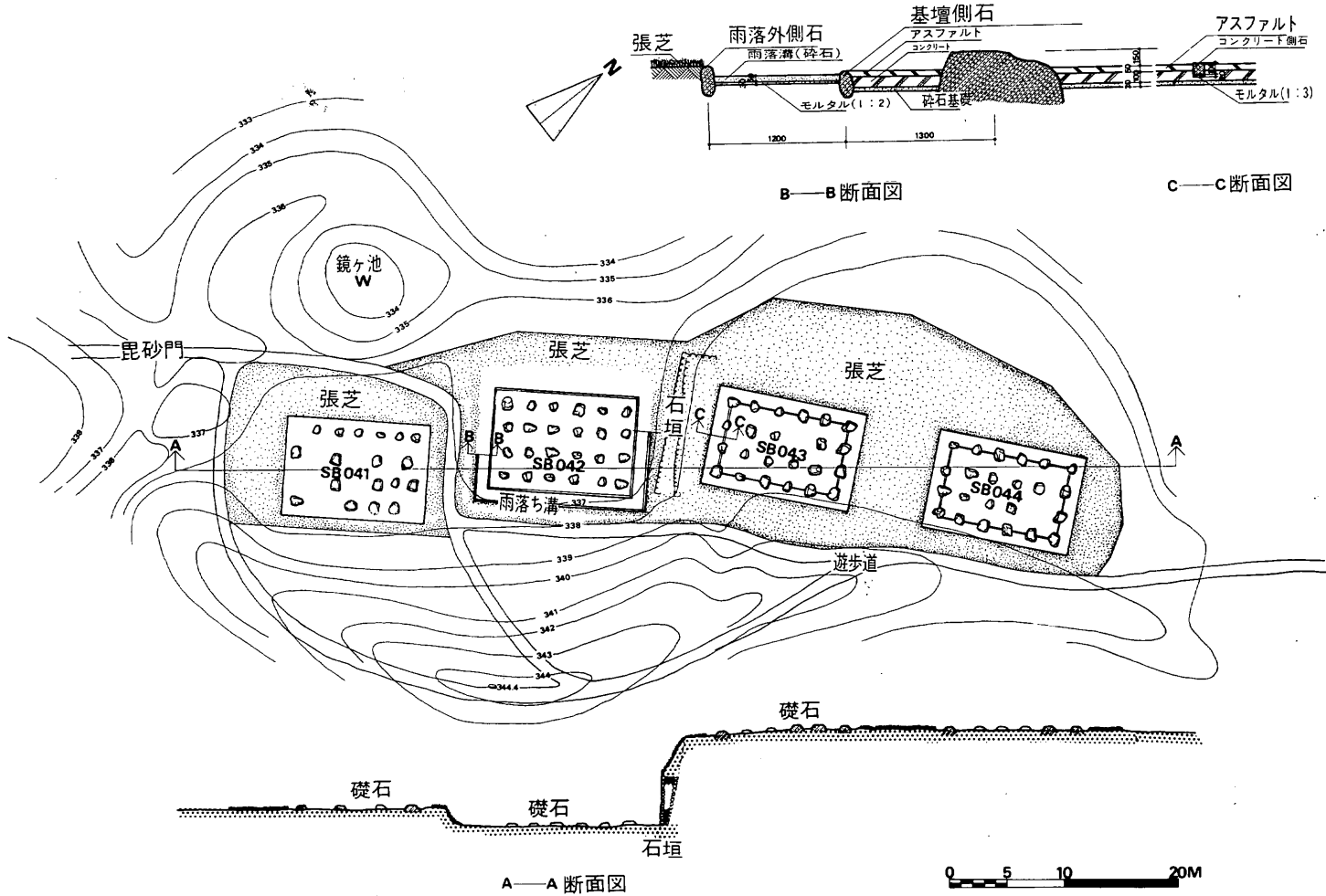


第4図

尾花地区礎石群整備工事



凡		例	
無地	土壇	無	処 理
	緑	坵	片岩張り
	ア	ス	ファルトブロック張り
	罫		障
	四		阿



第5図 増長天地区礎石群整備工事

いるものが目立つようになったので、礎石群への立入り禁止の間接的表示として囲障を設けた。

4. 増長天地区礎石群

- (1) 経緯 大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画にしたがって大野城、四王寺地区についても、遺構保存とその性格を明からにすることを基盤にした学術発掘調査及びそれに基づく整備を行うことになり手初めに頂上で人の集まる所にある本礎石群を対象にした。
- (2) 発掘概要 倉庫礎石群4棟を対象に昭和48年11月より昭和49年1月にかけて発掘調査を行ったが、その調査結果の主な概要は下記の通りである。
 - ①礎石総柱の梁行3間、桁行5間の建物で、柱間寸法は約210cm(7尺)の等間である。
 - ②基壇造成は、地形上の制約のため地山の削り出し整形と低い場所では盛土の手法によるものである。
 - ③SBO42とSBO43との間は、SBO43の基壇を兼ねる傾斜面処理として石垣が築かれている。その残存遺構規模は長さ約10m、高さ約1mである。
 - ④雨落溝SBO41では土塁に接する東側で基壇との間に溝状の掘り込みがあり、これを雨落ちと解釈した。西半分では確認出来なかった。SBO42では側石をもつ幅約140cm深さ約20cmの雨落溝を部分的に確認したので、建物の周囲には雨落ち溝をめぐるしていると推定した。側石は狭長なものを用いてあり一段並べてあった。SBO43、SBO44で



図版5 (I. 増長天地区礎石群整備状況)

は雨落ち等の側石はほとんど残っていなかった。

⑤雨落ちの位置で全周に掘立柱跡（掘り方、大きさ、深さ各約100cm前後）をSBO41を除いて他の3棟で検出した。掘立柱と外回り礎石との距離は約180cmである。ただしこのような掘立柱は礎石位置には存在しない。

⑥遺物としては、土器少量と鉄釘の他は多量の瓦が出土した。そのうち軒先瓦は表土で軒丸瓦を1点検出した。

(3) 整備概要

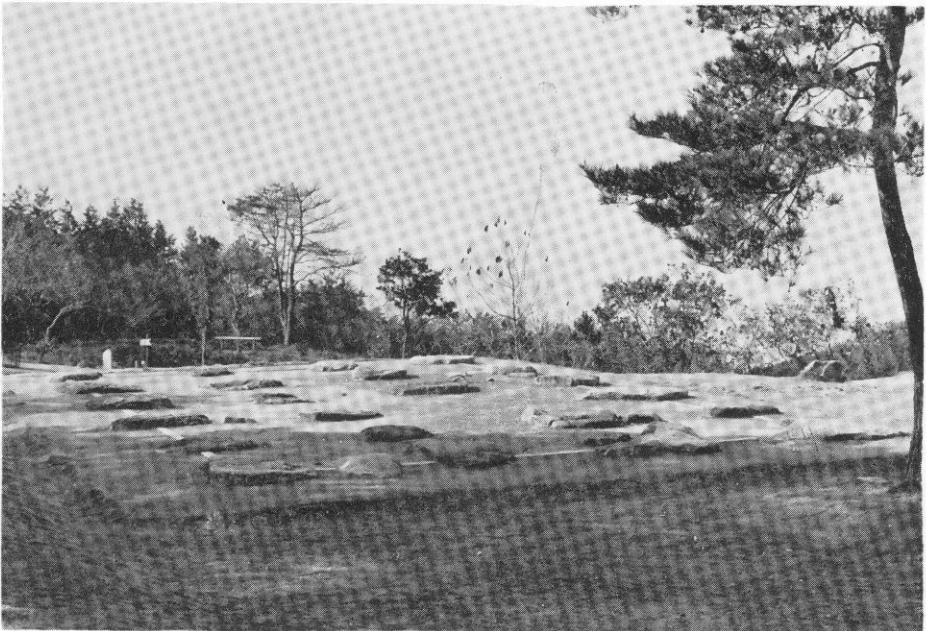
①礎石群整備 昭和48年度

調査結果に基づいて礎石群の整備を行った。

設計上苦慮した点は完成後の管理上の諸問題と遺構の公開を前提とした歴史的環境にふさわしい「見え」の問題である。そこで土壇と礎石を「地と図」の関係で把え礎石を図として浮彫りにするため土壇はアスファルト舗装とした。その構造は3cm厚の碎石の上10cm厚のコンクリートを打ちさらにその上に5cmのアスファルトとしたのである。

②石垣保全整備 昭和52年度

SBO42とSBO43の間の石垣を露出させていたため、人為的及び自然的要因で年を経るにしたがい漸次剝落、崩壊しつつあったので、遺構保存の立場から、遺構を覆土の上前面に類似の自然石でもって石垣を築いた。



図版5 (II. 増長天地区礎石群整備状況)

5. ハツ波地区礎石群

(1) 経緯 ハツ波地区には礎石建物が数棟あることが知られていた。そこに県立四王寺県民森造成事業の一環として散策路及び広場計画のあることが緑化推進課との事業打合せの際に明らかになったので、当初予定していた「猫坂地区礎石群」環境整備事業を急遽ハツ波地区礎石群に変更し50年及び51年の両年度にわたって発掘調査及び整備を行った。

(2) 発掘調査概要 昭和50年度の調査期間は8月6日より10月6日であるが、広い範囲（対象総面積約15,000㎡）にわたっての建物跡分布調査を発掘期間内に行うために、小規模なトレンチを各所に設けて発掘調査を行った。

昭和51年度の調査期間は8月5日より9月18日までと11月1日より13日までの2回にわたって行ったが前年度の成果を踏まえて4棟分を全面発掘調査した。

調査の結果判明した概要は①建物跡が14棟あること②規模としては他地区礎石群と同様柱間寸法210cmの3間×5間の総柱の建物であることが主である。

検出遺構細部については今後の調査に俟つ所が大きい。雨落ち溝には側石を随所で検出したので本来の方針として側石を持つ雨落ち溝として作られたと推定される。

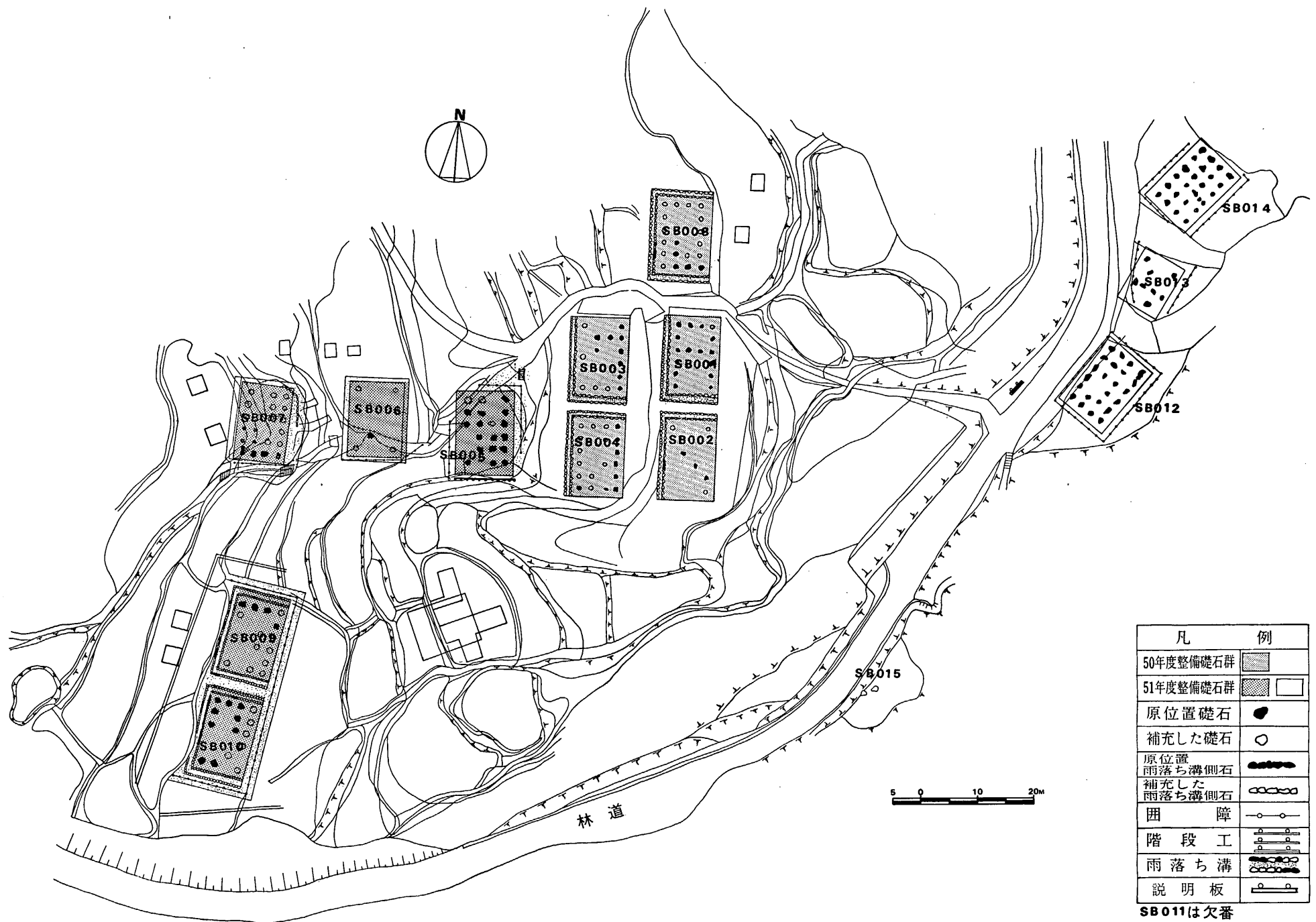
(3) 整備概要

①礎石群整備 昭和50年度

尾花地区礎石群、増長天地区礎石群の整備方針を基調としながらも遺構保存と修景のかねあいを歴史的景観上から求め、かつ訪れる人々に文化遺産として理解しやすい内容を念頭において設計及び工事監理を行った。その主たる内容は (イ)土壇舗装を三和土にした。(ロ)移動していることが判然とした礎石については抜き跡に据え直し、目立ぬよう側に鋸を打ち原位置礎石と区別した。整備棟数は3間×5間の礎石建物5棟である。雨落ち溝についてはそれぞれの建物跡について若干様相が異なっているので、側石及び碎石敷でもって一様に張り巡らす表現をとったのは行き過ぎであったろう。

②礎石群整備 昭和51年度

3間×5間の礎石建物5棟前年度と同様な仕様で整備を行い、残り3棟については囲障工事のみとした。大野城跡は特別史跡であると同時に、また県立四王寺県民の森（青少年の森併設）であるため樹木等の伐採は福岡県県民の森条例によって知事の許可・禁止事項となっている。したがって林内にある礎石建物SBO12～SBO14の3棟については、今までの施工方法はとらず、むしろその制約条件の中に「狭いなかにも幽邃な境地として樹間に礎石を垣間見る手法が潜在する」を見出しに囲障工事のみとした。囲障工事を行った理由は、訪れる人々に礎石上に立つ建物の想像化を手助けすること即ち空間演出の一手段としてその意義を見出したいところからである。付け加えるに林道工事によって破壊された礎石群SBO15の保存及び整備についてと今後の課題である。



第6図 ハッ波地区礎石群整備工事



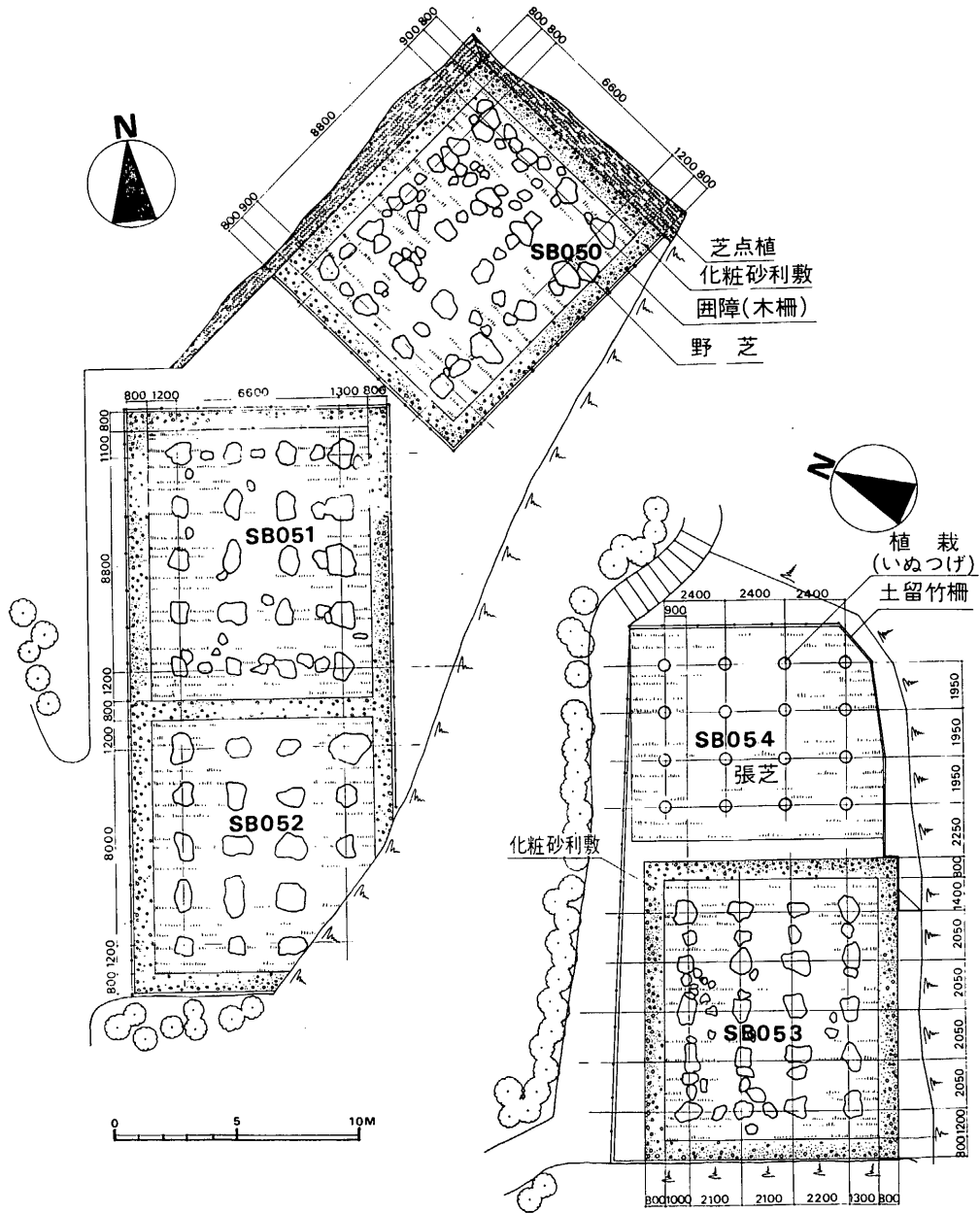
図版6 (I. ハツ波地区礎石群整備状況)

図版6 (II. 同 上)



③説明板設置工事 昭和51年度

礎石建物群としてその数がかかなりまとまって多くありまた大野城散策の主要な位置にあるのでS B O 12の建物跡傍に説明板一基設置した。



第7図 猫坂地区礎石群整備工事

6. 猫坂地区礎石群

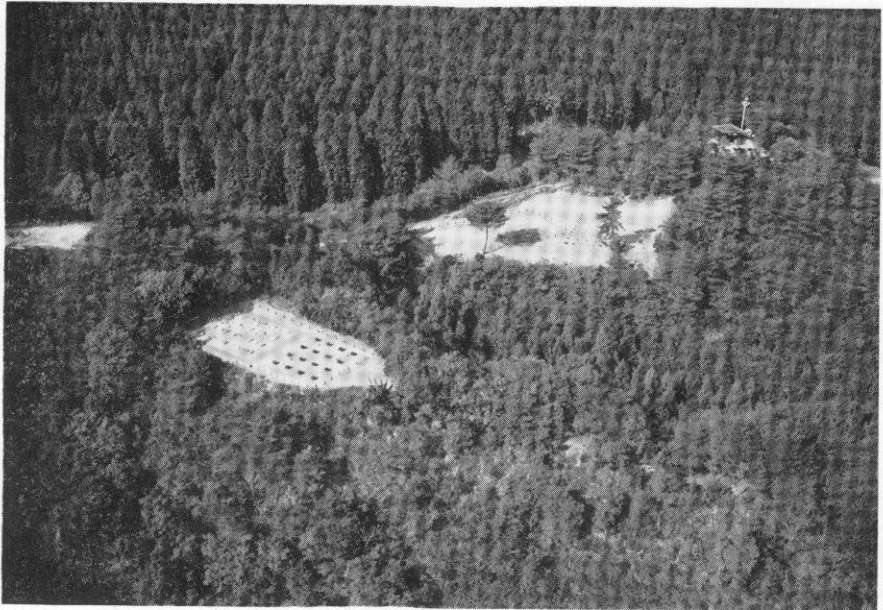
(1) 発掘調査概要 昭和51年11月13日より昭和52年2月9日にかけて礎石建物4棟、掘立柱建物1棟を対象に行った。礎石建物とともに梁行3間、桁行4間で柱間寸法は7尺(210cm)のものであるが、建物SBO50の桁行についてはやや異なる。雨落ち溝については素掘りのものが認められ周囲をめぐらしていたと思われる。

掘立柱建物SBO54の規模は3間×3間のもので東西方向の柱間寸法は8尺(240cm)、南北方向の柱間は6.5尺(195cm)のものである。柱の掘り方は径約120cmの隅丸形のもので深さ約130cm前後のかなり大規模の掘り方である。全ての掘り方から柱穴を検出し、柱位置を確認することができた。柱穴は径が40cm前後のもので断面の観察から抜き取られた形跡はみられなかった。

(2) 整備概要

①礎石群整備 昭和52年度

材料搬入が極めて困難で不便な場所であるので、近くよりマサ(花崗岩の風化土)を小運搬し土壇造成を行い、表面は野芝を張り雨落ち溝については青色碎石(S-13)5cm厚で表示をした。掘立柱建物については、柱位置をイヌツゲの玉物で平面表示を行った。さらに囲障をもって土壇を縄張りし、文化財尊重と無断立入り禁止の意味をもたせた。切土法面については芝種子4種混合の点植工と法尻にはクズ植栽を行い法面保護を期した。併せて見学者の便を図るため説明板を設置した。



図版7 (I. 猫坂地区礎石群整備状況)



図版7 (II. 猫坂地区礎石群整備状況)

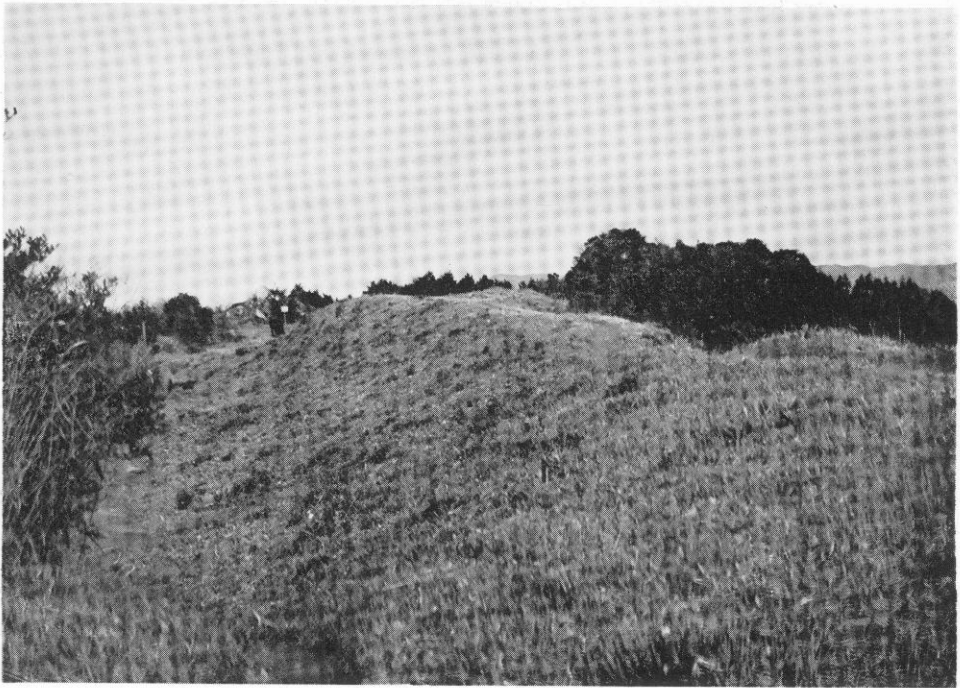
7. 伐開事業

大野城に遺構として在る防衛のための諸施設を出来得る限り築造当時の状態に戻して遺構の全体像を明確にし見学者の歴史的対話の手助けを図ると共に文化財保護の基礎的作業を行う目的で、史跡と自然の調和に留意しながら土塁、石塁、および礎石建物跡等にある灌木等の伐開を毎年行い歴史的景観再現へ努めた。



図版 8 (I. 伐開事業(大石垣))

図版 8 (II. 土塁線伐開後)



IV 今後の問題点

本年は昭和48年より始まった大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画事業の終りの年であるが、それはとりもおさず後期5ヶ年計画作成の年でもある。かかる点より今までの事業を総括する中で「将来への具体的施策がつかめたら」かような考えを根底におきながら報告書を作成した。そこでまず当史跡の「現況」をはっきりさせた上で問題点を拾ってみたい。

大野城は地理的及び立地的条件としては福岡市より車で40分程度の近くにある 標高410mの摺鉢状の山塊でその指定面積は約410haに及ぶほぼ全山指定に近い大面積であり、しかも福岡県立四王寺県民の森（併設青少年の森）とオーバーラップしているしまた九州自然歩道（環境庁補助事業）も通っている。したがって利用面からは相乗効果を生み、現在の所訪れる人は年間30万を下らない。昨年暮れからは定期観光バスも運行を初めた。（県民の森は「史跡と自然との調和のなかで、県民への野外レクリエーションの場を提供する」を事業要旨とし昭和42年以来緑化推進課と失対事業課連携で整備事業を行ない昭和51年に一部「公開」され、今なお事業が進められている。（県民の森管理については県森林組合が林務部よりの受託で行なっている。）そこで関係事業完成時には年間100万の利用及び散策者がであると推定されている。

かような状況認識のもとに留意点を概観すると「環境の保全及び歴史的風土の保存を強化するための十分な制禦手段を講じこれらの制禦及び規制が開発計画の中に盛り込まれること。」を前提にした関係部局及び市町村との緊密な連絡協議体制の強化を図り、「行政サイドの複合した責任体制からややもすれば生じがちな混乱を」避けなければならない。即ち具体的には事業内容の調整と今後の維持管理について全県の立場からの計画的事前の打合せが定期的に必要となる。

ここでは文化財サイドからみた具体的問題点を二三拾ってみる。

- ① 活用施設（道標、説明板等）については「歴史的景観にマッチした、素材、色彩、形等を考慮して作る」を指針に関係部局及び市町村と事前の協議でもってデザインコントロールをする必要がある。
- ② 著名な観光地に見られる「観光公害」も早晚起り得ることを考慮して管理面については「文化財保護」の観点から格段の配慮が必要となろう。
- ③ 遺構そのものが山中にあるという特殊性にかんがみ、そこで治山、治水関係の行政機関との日常的緊密な連絡が予防治山の立場から必要となる。
- ④ 「歴史的風土の保存計画は住民の深い関心と支持そして積極的な参加によって最も有効になし得ることを熟慮して…」住民意識高揚のため効率的あらゆる手だてを有機的に体系づけ関係機関との緊密な連携の下に行う必要がある。^(註2)

① 礎石建物跡については「学術的許容範囲」の中で1棟程度の立体復原を「立案検討」する時期に来ているのではないかと思う。

註1, 2 「歴史的風土保存に関する国際シンポジウム最終報告書」提案より抜粋

付 大野城関係史料

日本書紀 天智4年8月条(665)

遣達率答林春初築城於長門国、遣達率憶礼福留、達率四比福夫於筑紫国大野及椽二城。

日本書紀 天智9年2月条(670)

(前略)又築長門城一、筑紫城二。

続日本紀 文武2年5月甲申条(698)

令大宰府繕治大野、基肆、鞆智三城。

類聚三代格 天長3年11月3日太政官符(862)

応廢兵士置選士衛卒事

(中略)

衛卒二百人

右同前奏状稱、此府者九国二嶋之所輻湊、夷民往来、盜賊無時、追捕拷掠可有其備、加以兵馬廿疋、飼丁、草丁、貢上染物所、作紙所、大野城修理等、旧例皆以兵士充、今商量、置此二百人、充件雜役、以年相替、免調庸及給糧塩資丁一同仕丁。(以下略)

続日本後紀 承和7年9月壬辰条(840)

(前略)廢大宰府大主城一員、更置主厨主船二員。

類聚三代格 承和7年9月23日太政官奏(840)

廢品官一員

大主城一員正七位上官

右檢案内、依去弘仁十四年正月廿九日論奏、停主厨主船、始置主城二員、而今得大宰府解稱、自停主厨以来、例貢御贊并諸供具事触類多闕、望請、省主城置主厨令各得其所者、伏望、省大主城、永定一員、但官位為正八位上官。(以下略)

類聚三代格 貞觀12年5月2日太政官符(870)

応交替檢定府庫器仗事

右參議從四位上行大貳藤原朝臣冬緒起請稱、府庫器仗、依延曆年中官符旨、永為不動、爾後雖年斫修理頗有其數而年代久遠、損壞不少、加以、甲冑等時有盜失、既為不動、未得趣開、因茲、當加檢封、不得計知、望請、使權少貳從五位上坂上大宿祢滝守殊為朝使、依旧檢定修

理損物者，仍檢太政官延曆十八年十月二日符，應交替分付条云，件器仗，宜割元日威儀新，安置別倉，每年充用，自余兵為不動，但破損物須修理，宜一任之內，四度新置一少倉，限內修了，返納之事，申官待報符，不得寄言不動。致有破損者，右大臣宣，奉勅，元日威儀新安置別倉，每年充用，自余兵為不動等事，一依先符，但雖不動，理須付領，故先符云，不得寄言不動致有破損者，而時有盜失，不得輒開，當加檢封，無由計知，可謂先任吏等不熟符旨之所致也，宜前後之司交替檢定，破損之物隨即修理，又修理年新須前司修理之物，符交替之次，便即檢納，新司應修之新，細選尤損之物，同以下充，立為恒例，不勞言上，大野城器仗亦宜准此。

類聚三代格 貞觀18年3月13日太政官符 (876)

應大野城衛卒糶米依旧納城庫条々内

右參議權帥從三位在原朝臣行平起請符，被太政官貞觀十二年二月廿三日符稱，參議從四位上行大式藤原幹臣冬緒起請符，除五使新之外，庸米并雜米總納稅庫，每月下行，若非有判行，輒以下用，監當之官准法科罪者，官符之旨固有宜然，但至于件城，城邊人居，或屋舍頽毀，或人跡斷絕，仍問城司等，申云，此城衛卒卅人，糶米每月廿四斛，元來納城庫，爾時城庫邊百姓等，逐往還之便，求壳買之利，從納稅庫以來，人衆無到，壳買失術，百姓逃散，愬而由此者，夫守城在人，聚人在食，望請，件糶米特納城庫者，右大臣宣，奉勅，依請。

日本三代實錄 元慶1年12月27日癸巳条 (877)

(前略) 大宰府言上，以主工，主城，主船等品官，差年貢雜物使，太政官處分，依請焉。

筑前國觀世音寺資財帳 延喜5年 (905)

(前略)

山章

(中略)

御笠郡 大野城山卷處

四至 從寺以北限大野南廂邊遠賀門下道，東限大野□
川，南限寺，西限松岳并学處東小路，南限大野
(マヽ)

(後略)

特別史跡 大野城跡

—環境整備事業実施報告書—

昭和53年3月31日

発行 福岡県教育委員会
福岡市中央区西中洲6-29

印刷 株式会社 チューエツ
福岡市博多区東比恵2-9-1